

平成 2 6 年度

第 2 5 回大分県教育委員会 会議録

日 時 平成 2 7 年 3 月 1 6 日 (月)

開会 1 3 時 3 5 分 閉会 1 5 時 2 2 分

場 所 教育委員室

平成 2 6 年度
第 2 5 回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

- 第 1 号議案 大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正について
- 第 2 号議案 平成 2 7 年 4 月 1 日付人事異動について
- 第 3 号議案 平成 2 7 年度大分県教育委員会の重点方針の作成について
- 第 4 号議案 大分県教育委員会公告式規則等の一部改正について
- 第 5 号議案 技能労務職員の給与及び旅費に関する規則等の一部改正
について

(2) 報 告

- 第 6 3 号議案に係る県議会での議論等について

(3) 協 議

- 教員採用選考試験の見直しについて

(4) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	委員長	松	田	順	子
	委員長職務代理者	首	藤	照	美
	委員	林		浩	昭
	委員	岩	崎	哲	朗
	委員	高	橋	幹	雄
	教育長	野	中	信	孝

欠席委員なし

事務局	理事兼教育次長	河	野	盛	次
	教育次長	落	合		弘
	教育次長	大	城	久	武
	教育改革・企画課長	佐	野	壽	則
	教育人事課長	藤	本	哲	弘
	教育財務課長	岡	田		雄
	福利課長	大	石	尚	志
	義務教育課長	後	藤	榮	一
	生徒指導推進室長	江	藤		義
	特別支援教育課長	後	藤	みゆき	
	高校教育課長	高	畑	一	郎
	社会教育課長	曾根	崎		靖
	人権・同和教育課長	甲	斐	順	治
	文化課長	山	口	博	文
	体育保健課安全対策・管理監	阿	部	辰	也
	教育改革・企画課主幹	勝	尾	裕	美
	教育改革・企画課主査	石	丸	一	輝

2 傍聴人

4 名

開会・点呼

(松田委員長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

ただいまから平成26年度 第25回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(松田委員長)

本日の会議録の署名委員でございますが、林委員にお願いしたいと思います。

会期の決定

(松田委員長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりであります。
会議の終了は15時25分を予定しています。
よろしく申し上げます。

議 事

(松田委員長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

第1号議案及び第2号議案、協議については、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは、第1号議案及び第2号議案、協議については、非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに非公開による議事を行い、次に公開による議事を行います。

それでは、非公開の議事を行いますので、関係課室長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

(関係課以外及び傍聴人退出)

【議 案】

第1号議案 大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正について

(松田委員長)

それでは、第1号議案「大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正について」提案を求めます。

(説 明)

(松田委員長)

ただ今、提案のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(松田委員長)

それでは、ただ今、提案のありました第1号議案の承認について、お諮りいたします。第1号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(松田委員長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

第2号議案 平成27年4月1日付人事異動について

(松田委員長)

第2号議案の審議に先立ち、同議案の記録及び会議録の扱いについて、はじめにお諮りします。

大分県教育委員会会議規則第15条第2項の規定では、「会議録中、議事に関する部分は、要領筆記によって記録するものとする。ただし、委員長は、委員の同意を得て、記録する必要のない事項については、これを除くことができる」となっております。

第2号議案の議事は、教職員の人事異動に関することですので、これを記録することは適当でないと考えます。従って、同条同項のただし書きを適用して、記録する必要のない事項としたいので、委員の同意を求めます。

賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手)

委員の同意を得ましたので、そのように取扱います。

ただ今から第2号議案の審議を始めますが、本議案の審議に必要な職員のみ在室を認めます。記録をする職員及びその他の職員は退出してください。

【協 議】

教員採用選考試験の見直しについて

(松田委員長)

それでは、協議の「教員採用選考試験の見直しについて」協議を行います。

(説 明)

(松田委員長)

何かご質問・ご意見等はございませんか。

(質疑・意見等)

(松田委員長)

本日の協議を踏まえて、今後も進めていただきたいと思います。

では、10分程度休憩します。再開は、14:35です。

【議案】

第3号議案 平成27年度大分県教育委員会の重点方針の作成について

(松田委員長)

それでは、第3号議案「平成27年度大分県教育委員会の重点方針の作成について」提案を求めます。

(野中教育長)

第3号議案「平成27年度大分県教育委員会の重点方針の作成について」説明いたします。

県教育委員会の教育行政及び教育指導において、来年度、特に重点的に取り組む事項や考え方を県民等に示すため、平成27年度大分県教育委員会の重点方針を定めたいので、提案するものです。

詳細については、担当課長から説明いたします。ご審議の程、よろしく願いいたします。

(佐野教育改革・企画課長)

「平成27年度大分県教育委員会の重点方針の作成について」説明いたします。

本方針のテーマは「改革の継続と発展」としており、柱を2本設定しています。

1つ目の柱は、「子ども力と意欲の向上に向けた組織的な取組の推進」です。全国学力調査や全国体力調査において、小学生は全国順位で過去最高(九州トップレベル)を達成するなど、各学校での取組の成果は確実に表れています。この状況に止まることなく、組織的な取組の徹底により子どもたちの力と意欲を一層伸ばしてまいります。

平成27年度は、「芯の通った学校組織」の第4フェーズ、「芯の通った学校組織」の活用推進の年にあたります。このような活用の推進を図るため、まず学校評価など目標達成に向けたマネジメントと、主任制度の機能化など組織体制の構築に向けたマネジメントの「取組の徹底」を

図ってまいります。

また、このような学校マネジメントのツールを「活用」して、次のような持続的・発展的な教育活動を推進してまいります。

内容といたしまして、学力向上につきましては、求められる授業像、「付きたい力を意識した密度の濃い授業」を目指す目標達成に向けた組織的な授業改善の推進です。体力向上につきましては、「一校一実践」など、学校全体で取り組む体力向上対策の推進です。不登校対策といたしましては、不登校対策委員会を活用した「あったかハート1・2・3」による不登校防止の初期対応の徹底です。さらに、学校・家庭・地域の協働といたしまして、共通の目標のもと、学校・家庭・地域それぞれが取組を進める、学校・家庭・地域の「協働」の推進です。以上を推進してまいります。

2つ目の柱は、「グローバル社会を生きるために必要な『総合力』の育成」です。平成26年10月に策定した「大分県グローバル人材育成推進プラン」に基づき、大分県の全ての子どもたちが、世界に挑戦し、多様な価値観を持った人々と協働していくための基盤となる5つの力の「総合力」を育成します。

5つの力とは、挑戦意欲と責任感・使命感、多様性を受け入れ協働する力、大分県や日本への深い理解、知識・教養に基づき、論理的に考え伝える力、英語力（語学力）です。

なお、この「総合力」につきましては、1つ目の「子ども力と意欲の向上に向けた組織的な取組の推進」で向上するとしている、広い意味での子どもの力と意欲、いわゆる知・徳・体の中で、これからのグローバル社会において、全ての子どもにとりわけ育成が求められると考える力を抽出したものとなっています。

国が目指す方向性として、下段に記載している「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協働性」を育成することを目指した高校教育改革の推進や2020年の新しい大学入試制度の開始などを見通しながら、取組を進めていきたいと考えています。

裏面には、新大分県総合教育計画の5つの柱立てに沿って、各分野別の重点項目を記載しています。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

（松田委員長）

ただ今、提案のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

（岩崎委員）

「2. グローバル社会を生きるために必要な『総合力』の育成」についてですが、これまで県教育委員会は、子ども達にどのような総合力を

身につけさせるかということについて、必ずしも正面から描ききれていなかったと思います。あるべき子どもの姿を、このように描いた上で教育を推進していくということは非常に重要だと思います。

(林委員)

裏面の「子どもの安全・安心の確保」にある、学校施設の安全対策に関して、学校施設の老朽化対策や耐震対策などは、ほぼ完了したと考えていいのでしょうか。

(岡田教育財務課長)

耐震対策につきましては、文部科学省は目標年度を平成27年度としています。県立学校におきましては、構造体の耐震対策は、再編関係を除いて、平成23年度末に完了しており、非構造部材の耐震対策につきましては、計画を1年前倒しして、平成26年度に完了の予定としています。

また、市町村立学校につきましても、来年度の完了に向けて計画的に取り組んでいただいているところです。

(高橋委員)

「生涯学習と文化・スポーツの振興」に関して、アスリートの育成については、中学校の部活動から高校、大学と進んでいく中で、トータルで考えて、子どもの得意分野を育成・強化するという取組が重要だと思います。

(阿部体育保健課安全対策・管理監)

アスリートの育成においては、子どもの頃から資質に応じた指導を進めるとともに、小・中・高・大学に繋がっていくよう、それぞれが連携した取組が重要であると考えています。

(松田委員長)

オリンピックの開催等もあり、スポーツ対策については、以前に較べ盛り上がり、国全体で取組が進んでいるように感じます。県教育委員会として、今後も力を入れていくということでよいのでしょうか。

(阿部体育保健課安全対策・管理監)

これまでも、国体順位の10位台奪還に向けて取組を進めましたが、今後のラグビーワールドカップや東京オリンピックに向けて、県出身選手の育成・強化に力を入れていきたいと考えています。また、県内の全ての子ども達の体力強化にも、引き続き、力を入れていかなければならないと考えています。

(松田委員長)

他にございませんか。

(松田委員長)

それでは、ただ今、提案のありました第3号議案の承認について、お諮りいたします。第3号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(松田委員長)

第3号議案については、提案どおり承認します。

第4号議案 大分県教育委員会公告式規則等の一部改正について

(松田委員長)

それでは、第4号議案「大分県教育委員会公告式規則等の一部改正について」提案を求めます。

(野中教育長)

第4号議案「大分県教育委員会公告式規則等の一部改正について」説明いたします。21ページをご覧ください。

「1 改正法の概要」にありますように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月から施行されることに伴いまして、教育委員会の関係規則の規定の整備を行うものです。

内容につきましては、担当課長から説明を行いますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

(佐野教育改革・企画課長)

第4号議案「大分県教育委員会公告式規則等の一部改正について」説明をいたします。先ほど、教育長が申しましたとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月から施行されます。改正法の概要につきましては、1つ目といたしまして、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を置き、教育委員長の職は廃止されます。2つ目は、教育長は、知事が議会の同意を得て、直接任命する特別職となります。3つ目は、教育長は、現行では教育委員の一人ですが、改正後は教育委員会の構成員ではありませんが、教育委員ではなくなり、教育委員会は、教育長と教育委員をもって組織することになります。

今回改正する規則は、「2 改正する規則及び改正理由」の(1)から(6)までの6本です。

まず、大分県教育委員会公告式規則です。この規則は、教育委員会の定める規則等の公布に関し、大分県報に登載して公告を行うなどの必要な事項を定めるものです。教育長が教育委員会を代表することに伴い、「委員長」を「教育長」に改める等の規定整備を行います。

2つ目は、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則です。この規則については、地教行法の条ずれの修正を行うものです。

3つ目は、大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則です。この規則は、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させる事項について定めるものです。教育長が一般職から特別職に変更になることに伴い、規定を整備するとともに、法律において教育長が委任された事務の管理及び執行状況を教育委員会に報告する旨の規定が設けられたことに伴い、教育委員会への報告時期や報告対象事項として、9ページにありますとおり「教育長は、前項の規定により委任された事務のうち次に掲げる事項について、その管理及び執行の状況を、速やかに教育委員会に報告しなければならない。一 教育委員会から求められた事項、二 その他教育長において必要と認めた事項」こういった文言を追加するものです。

4つ目は、大分県教育委員会行政組織規則です。この規則は、大分県教育委員会の権限に属する事務を適正かつ能率的に処理するため、教育委員会の事務局の内部組織、分掌事務その他必要な事項を定めるものです。教育長が教育委員会を代表することに伴う規定の整備を行うとともに、法律によって教育委員の中から職務代理者が指名されることになったことから、現在、職務代理者を教育次長から指名するとしていた第17条の2第3項を削除するものです。

5つ目は、大分県教育委員会傍聴人規則です。この規則は、教育委員会会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものです。教育長が教育委員会を代表することに伴い、「委員長」を「教育長」に改める等の規定整備を行うものです。

6つ目は、大分県教育委員会会議規則です。この規則は、教育委員会会議に関し、必要な事項を定めるものです。教育長が教育委員会を代表することに伴い、「委員長」を「教育長」に改めるとともに、教育委員からの会議の招集の請求に関する規定が設けられたことに伴い、招集請求方法として書面により行わなければならないこと等を追加し、また、議事録の作成、公表が努力義務として法律に規定されたことに伴い、議事録の作成、公表について、これまで行ってきた公表等の仕方を規則の中に明記することとしたものです。

最後に、「3 施行期日」です。平成27年4月1日からとじていますが、改正法附則により、現教育長の在職期間中は、改正前規則の規定がそれぞれ適用される旨の経過措置規定を設けています。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

(松田委員長)

ただ今、提案のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願ひします。

(林委員)

新教育長は教育委員ではなくなるとの説明がりましたが、採決する場合、どうなるのでしょうか。

(佐野教育改革・企画課長)

採決の場合は、これまでと同じです。教育委員会の構成員として、新教育長及び教育委員の5人となるということです。

(林委員)

教育委員会の構成員全員での多数決ということですね。

(佐野教育改革・企画課長)

はい、そうです。

(岩崎委員)

今回の改正案を見させていただいて、大分県教育委員会の場合は、かなり改正案に沿った実務がなされているのではないかと感じています。また、議事録等についても、特に問題はないと思っています。

21ページ「(4)」に、「教育長が教育委員会を代表すること、及び教育長の職務代理は事務局職員ではなくなることに伴い、規定を整備する」とあり、教育次長から職務代理者を指名する規定を削除するという説明がりましたが、(教育長)職務代理者を教育委員から選任するという根拠条文は、どこに出てくるのでしょうか。

(佐野教育改革・企画課長)

教育長職務代理者を教育委員の中から指名するというのは、法律上規定されています。

(岩崎委員)

職務代理者を教育委員から選ぶことになると、教育長は常勤、教育委員は非常勤ですので、教育委員が教育長の職務代理となった場合に、

現実的にやっていけるかどうかという点で問題は起きないのでしょうか。

(佐野教育改革・企画課長)

教育長職務代理者は非常勤の教育委員ですから、常勤の事務局職員を使いながら、職務代理をしていくということが、法律上は予定されています。

(林委員)

たとえば、新教育長が体調不良で長期不在になる場合は、非常勤の職務代理者がすべてのことを代理するということでよいのでしょうか。

(佐野教育改革・企画課長)

法律上では、そういうことを予定しています。ただ、そこは実態に則してやっていく様な部分はあると思います。

(岩崎委員)

基本的には、いわゆる執行機関としての教育委員会が変わるわけではありません。我々としては、県教育委員会が決めるべき事項について従前と同じように慎重に議論して、大分県の教育行政の方針等を決めていくという点は変わらないと思っています。

(松田委員長)

教育長がトップですべてを決めるのではなく、教育委員会がしっかりと議論していかなければいけないと思います。

(松田委員長)

他にございませんか。

(松田委員長)

それでは、ただ今、提案のありました第4号議案の承認について、お諮りいたします。第4号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(松田委員長)

第4号議案については、提案どおり承認します。

第5号議案 技能労務職員の給与及び旅費に関する規則等の一部改正について

(松田委員長)

それでは、第5号議案「技能労務職員の給与及び旅費に関する規則等の一部改正について」提案を求めます。

(野中教育長)

第5号議案「技能労務職員の給与及び旅費に関する規則等の一部改正について」説明いたします。議案書3ページ「提案理由」をご覧ください。

本議案は、職員の給与に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴い、教育委員会が所管する技能労務職員の給料月額、退職手当の調整額及び給料の切り替えに伴う経過措置につきまして、知事部局の取扱いに準じて改正するものです。

内容につきましては、担当課長から説明しますので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

(藤本教育人事課長)

「技能労務職員の給与及び旅費に関する規則等の一部改正について」説明いたします。12ページをご覧ください。

はじめに「第1 技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正」について、説明いたします。

改正点の1つ目は給料表の改正です。教育委員会が所管する技能労務職員に適用する給料表は、行政職給料表を合成して作成していますが、昨年第4回定例県議会において、職員の給与の支給に関する条例の一部改正が行われ、行政職給料表が改正されたことにより、技能労務職給料表につきましても、これに準じて改正するものです。改正内容につきましては、給与制度の総合的見直しにより、行政職給料表について、平均で2%引き下げることから、それに対応する技能労務職給料表についても引き下げる改正を行うものです。

2つ目は退職手当の改正です。退職手当につきましては、給与制度の総合的見直し等が退職手当の支給水準に影響を及ぼすことから、国家公務員の退職手当法の一部が昨年11月に改正されました。これを受け、本県でも昨年第4回定例県議会において、職員の退職手当に関する条例の一部が改正されたことに伴い、退職した職員の退職前の職責に応じて加算することとしている調整額のうち、調整月額を改定するものです。具体的には、「2 改正内容」の「(2)」にお示ししていますように、調整月額の第一号区分を18,775円から24,400円に、第二号区分を16,700円から21,700円に増額し、また、これまで第二号区分は勤続期間24年以下の者には支給しないこととしていたものを、

支給の対象とするものです。

次に、「第2 技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則の一部改正」について、説明いたします。

一般職員に準じて設けられていた平成17年の経過措置、いわゆる給与構造改革に伴う現給保障が廃止されることに伴い、関連規定の整備を行うための改正です。具体的には平成17年の経過措置については、平成30年3月31日までの間とし、給料月額のほか、その差額に相当する額を超えない範囲において、教育委員会が定める額を給料として支給するものです。

以上のほか、「第3」にお示ししていますように、施行期日や規定の整備等を附則として設けています。

なお、「2」に記載していますように、給料の切替えに伴う経過措置として、一般職員に準じて、施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、切替後の給料月額が施行日の前日の給料月額に達しない場合は、平成32年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給することとしています。

いずれの改正も、知事部局の取扱いに準じて行うものです。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(松田委員長)

ただ今、提案のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(松田委員長)

質疑・意見等ございませんか。

(松田委員長)

それでは、ただ今、提案のありました第5号議案の承認について、お諮りいたします。第5号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(松田委員長)

第5号議案については、提案どおり承認します。

【報 告】

第63号議案に係る県議会での議論等について

(松田委員長)

それでは、報告第1号「第63号議案に係る県議会での議論等について」報告をしてください。

(藤本教育人事課長)

「第63号議案に係る県議会での議論等について」報告いたします。

3月2日の教育委員会会議において、採用取消処分事件に係る控訴の決定をいただきました。それを受け、3月3日に国家賠償請求事件に係る第63号議案「訴えの提起について」が県議会に上程されました。5日の本会議では、県民クラブ守永県議、共産党堤県議から控訴を妥当とするに至った議論経過について質疑がありました。教育長、教育委員長からは、「判決は地方公務員法15条の能力実証主義の観点から受け入れがたく、3月2日の教育委員会会議でも取消処分に係るものを「控訴」決定した。教育委員会会議では、事件当時、教育行政改革プロジェクトチームを立ち上げ、行政機関の権限の及ぶ範囲で可能な限り調査し、結果も公表した。今回の議案は、採用決定の適法、取消処分の違法性を前提とした国家賠償請求に係るものであり、高等裁判所の判断も仰ぎたい旨、知事にお伝えした。」旨を答弁しました。

知事からは、「教育委員会は可能な限りの事実関係調査を行ったと認識している。教育長が答弁した理由により、教育委員会において控訴が決定されており、関連する本事案についても、上級審の判断を仰ぐべきものとする。」旨の答弁をしております。

同日の県議会文教警察委員会では、「判決は取消処分の違法を、非常に多面的に判断しており、控訴には反対。調査について、もっと掘り下げるべきであり、控訴には反対。判決は取消処分の法的根拠の調査・検討も不十分と言及しており、控訴には反対。」という一方で、「国家賠償に係る控訴の議案であり、前提となる取消処分の控訴は既に決定されている。控訴が当然。判決の波及効果もあり、一審だけでなく控訴も必要。控訴して、他の裁判官の意見も伺うのが良いのでは。」との意見もあり、賛成3名、反対3名の同数で、委員長採決で可決されました。

6日の本会議では、共産党堤県議、県民クラブ深津県議から反対討論がありましたが、賛成23名、反対11名で可決されました。

以上でございます。

(松田委員長)

何か質問・ご意見等はありませんか。

(松田委員長)

以上で、報告は終わりました。
最後にその他、何かありましたら、お願いします。

【その他】

求償権に係る住民訴訟判決について

(藤本教育人事課長)

本日13時から、大分地方裁判所において、求償権に係る住民訴訟の判決がありましたので、概要を報告いたします。

提訴は平成25年4月17日、原告は2団体のほか2名です。原告の請求の趣旨は、県が支払った賠償金9,045万円の内、8,597万512円について、条例による調査機関を設置し、対象者を特定のうえ求償権の行使をすることを怠ることが違法であることを確認せよということ、また、6名に対しそれぞれ8,597万512円の支払いを請求せよ、というものです。

判決の結果ですが、先ほど申し上げました請求の趣旨の1点目については、怠る事実が違法であることの確認を求める訴えは却下されました。2点目につきましては、6名中2名に対して支払いを請求することを求める訴えは却下されています。残りの4名につきましては、それぞれ24万1,352円、5万5,313円、5万5,313円、2,645万297円及び25年4月17日から支払い済みまで、年5分の割合による金員の支払いを請求せよという内容の判決でした。

今後、判決の内容について精査したうえで、次回の教育委員会でご協議をお願いすることになるかと考えております。なお、今回の住民訴訟事件は前回、3月2日に決定しましたような国家賠償事件とは異なり、大分県が訴訟当事者ではないため、地方自治法に基づく県議会の議決は不要ですので、念のため申し添えます。

以上でございます。

(松田委員長)

何かご質問・ご意見等はございませんか。

(松田委員長)

ご質問・ご意見等はないようです。

他に、何かございますか。

ないようですので、これで平成26年度第25回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

平成26年度第25回大分県教育委員会会議次第

日時 平成27年3月16日(月)

13:35～15:25

場所 教育委員室

1 開 会

2 署名委員の指名

3 議 題

(1) 議 案

第1号議案 大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正について

第2号議案 平成27年4月1日付人事異動について

第3号議案 平成27年度大分県教育委員会の重点方針の作成について

第4号議案 大分県教育委員会公告式規則等の一部改正について

第5号議案 技能労務職員の給与及び旅費に関する規則等の一部改正
について

(2) 報 告

第63号議案に係る県議会での議論等について

(3) 協 議

教員採用選考試験の見直しについて

(4) その他

4 閉 会

第三号議案

平成二十七年大分県教育委員会の重点方針の作成について

平成二十七年大分県教育委員会の重点方針を別紙（案）のとおり定める。

平成二十七年三月十六日提出

大分県教育委員会教育長 野 中 信 孝

提案理由

県教育委員会の教育行政及び教育指導において、平成二十七年に特に重点的に取り組む事項や考え方をまとめた重点方針を定めたいので提案する。

平成
27
年度

大分県教育委員会の重点方針 『改革の継続と発展』

1. 子どもの力と意欲の向上に向けた組織的な取組の推進

全国学力調査や全国体力調査において、小学生は全国順位で過去最高(九州トップレベル)を達成するなど、各学校での取組の成果は確実に表れています。この状況に止まることなく、組織的な取組の徹底により子どもたちの力と意欲を一層伸ばしていきます。

平成27年度「第4フェーズ：『芯の通った学校組織』の活用推進」

学校評価など目標達成に向けたマネジメントと、主任制度の機能化など組織体制の構築に向けたマネジメントの「取組の徹底」を図る

このような学校マネジメントのツールを「活用」して、以下のような持続的・発展的な教育活動を推進

学力向上

求められる授業像（「付きたい力を意識した密度の濃い授業」）を目指す目標達成に向けた組織的な授業改善の推進

体力向上

「一校一実践」など学校全体で取り組む体力向上対策の推進

不登校対策

不登校対策委員会を活用した「あったかハート1・2・3」による不登校防止の初期対応の徹底

学校・家庭・地域の協働

共通の目標のもと、学校・家庭・地域それぞれが取組を進める、学校・家庭・地域の「協働」の推進

2. グローバル社会を生きるために必要な「総合力」の育成

平成26年10月に策定した「大分県グローバル人材育成推進プラン」に基づき、大分県の全ての子どもたちが、世界に挑戦し、多様な価値観を持った人々と協働していくための基盤となる5つの力の「総合力」を育成します。

5つの力

挑戦意欲と責任感・使命感
多様性を受け入れ協働する力
大分県や日本への深い理解

知識・教養に基づき、論理的に考え伝える力
英語力（語学力）

具体の取組

留学フェアや留学支援の充実などによる挑戦意欲の後押し
海外姉妹校協定締結も見通した県立学校での国際交流活動の推進
郷土学習の一層の充実
小中高特支を通じた、求められる授業像を目指す授業改善の推進
「大分県英語教育改善推進プラン」の策定・推進

【国が目指す方向性】

「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協働性」を育成することを目指した高校教育改革が進められるとともに、2020年には新しい大学入試制度が始まる予定

『各分野別の重点項目』

教育の再生と県民の期待に応える教育行政の推進

県教育委員会・市町村教育委員会・学校間の意思疎通の推進
 「芯の通った学校組織」の取組の徹底と一層の活用の推進
 学校・家庭・地域が協働した学校づくりの推進
 学校と地域の連携による放課後・土曜日等の子どもの学びや家庭教育への支援の充実
 人権教育の学校教育における日常的な推進と社会教育における市町村への支援の充実

子どもの挑戦や自己実現を支える学校教育の推進

新大分スタンダードによる学びに向かう力と思考力・判断力・表現力を育成する教育の推進
 ふるさとを愛する心を育成する教育の推進・道徳教育の充実
 地場産物の利用による安全・安心な学校給食と食育の推進
 児童生徒のむし歯の減少を目的としたフッ化物洗口の普及啓発
 高等学校における思考力・判断力・表現力を高める授業改善の推進
 高校生の進学力向上に向けた学校支援の推進
 高校生の就職力向上に向けたキャリア教育の推進
 障がいのある子ども一人一人の状態を踏まえた「個別の指導計画」に基づく指導の充実
 特別支援学校高等部生徒の一般就労を目指した組織的取組の推進
 ICTの積極的な活用による指導方法・指導体制の工夫改善
 学校司書配置の促進による学校図書館の機能強化や学校図書館活用教育の推進

子どもの安全・安心の確保

いじめ防止対策推進法および大分県いじめ防止基本方針によるいじめ対策の強化
 地域不登校防止推進教員やスクールカウンセラーを活用した不登校対策の充実
 学校の立地環境等地域の実情に応じた防災教育の推進
 学校施設の計画的な老朽化対策の実施による学習環境の改善

生涯学習と文化・スポーツの振興

学習成果の活用による学校支援や地域活動を通じた「地域力」を支える人材育成の推進
 児童・生徒を対象としたワ・クショツプ等による芸術文化の鑑賞・体験機会の充実
 文化財の適切な保存・管理と、修復現場公開などを通じた積極的な活用の推進
 国民体育大会や国際大会等で活躍できる本県選手の育成強化と指導者の育成

教育基盤の整備

広域人事異動等を通じた人材育成と教職員の意識改革
 学校の状況に即した実践的なマネジメント研修の推進
 大学との連携・協働による「組織人としての教員」の育成
 新しい時代に相応しい魅力ある高校づくりの推進
 定期健康診断及び精密検査の受診率向上等による生活習慣病対策の推進
 ストレス診断全員実施や各種研修実施によるメンタルヘルス対策の推進

第四号議案

大分県教育委員会公告式規則等の一部改正について

大分県教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月十六日提出

大分県教育委員会教育長 野 中 信 孝

大分県教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則

(大分県教育委員会公告式規則の一部改正)

第一条 大分県教育委員会公告式規則(昭和三十四年大分県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「この規則の」を削り、同条中「第十四条第二項」を「第十五条第二項」に、「基き」を「基づき」に改める。

第二条の見出しを「(規則の公布)」に改め、同条第一項中「委員長」を「教育長」に改め、同条第二項中「見易い」を「見やすい」に、「かえる」を「代える」に改める。

第四条中「第二条及び第三条」を「前二条」に改め、同条後段を削る。

(教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部改正)

第二条 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則(昭和三十四年大分県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

本則中「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項」に、「基き」を「基づき」に改める。

(大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則の一部改正)

第三条 大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則(昭和三十五年大分県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「法」という。」を削り、「第二十六条第一項」を「第二十五条」に改める。

第二条第五号中「教育長並びに」を削り、同条に次の一項を加える。

2 教育長は、前項の規定により委任された事務のうち次に掲げる事項について、その管理及び執行の状況を、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

一 教育委員会から求められた事項

二 その他教育長において必要と認められた事項

第三条第一項中「前条各号」を「前条第一項各号」に、「あたり」を「当たり」に改める。

(大分県教育委員会行政組織規則の一部改正)

第四条 大分県教育委員会行政組織規則(昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第十八条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第五条第三号中「会議録」を「議事録」に改め、同条第四号中「教育委員及び教育長」を「教育長及び教育委員」に改める。

第十七条の二第三項を削る。

第二十七条第一項中「第十九条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

(大分県教育委員会傍聴人規則の一部改正)

第五条 大分県教育委員会傍聴人規則(平成七年大分県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十三条」を「第十二条」に改める。

第二条から第四条までの規定中「委員長」を「教育長」に改める。

第五条中「委員長」を「教育長」に改め、同条第二項中「第十三条第六項」を「第十四条第七項」に改める。

第六条中「委員長」を「教育長」に改める。

第二号様式中「委員長」を「教育長」に改める。

(大分県教育委員会会議規則の一部改正)

第六条 大分県教育委員会会議規則(平成二十三年大分県教育委員会規則第六号)の一部を

次のように改正する。

第二条を削り、第三条を第二条とする。

第四条中「委員長」を「教育長」に改め、同条に次の一項を加える。

2 委員は、法第十四条第二項の規定に基づき会議の招集を請求しようとするときは、書面により行わなければならない。

第四条を第三条とする。

第五条第二項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第四条とする。

第六条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第五条とし、第七条を第六条とする。

第八条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第七条とする。

第九条第二項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第八条とする。

第十条第一項中「委員長」を「教育長」に、「及びその」を「から」に改め、同条第二項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第九条とする。

第十一条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第十条とする。

第十二条（見出しを含む。）中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第十一条とし、

第十三条を第十二条とする。

第十四条の見出し及び同条第一項中「会議録」を「議事録」に改め、同条第二項中「会議録」を「議事録」に、「委員長」を「教育長」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条の見出し中「会議録」を「議事録」に改め、同条第一項中「会議録」を「議事録」に改め、同項第二号中「出席委員」を「教育長、出席委員」に改め、同項第六号中「委員長」を「教育長」に改め、同条第二項中「会議録」を「議事録」に、「委員長」を「教育長」に改め、同条を第十四条とする。

第十六条の見出し中「会議録」を「議事録」に改め、同条中「会議録」を「議事録」に、「委員長」を「教育長」に改め、同条を第十五条とする。

第十七条（見出しを含む。）中「会議録」を「議事録」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（議事録の公表）

第十七条 教育長は、法第十四条第九項の規定に基づき、遅滞なく議事録を公表するものとする。ただし、法第十四条第七項ただし書の規定により会議を公開しないことが議決されたときは、この限りでない。

2 前項の規定による公表は、大分県教育委員会ホームページに掲載する方法により行うものとする。

第十八条第二項及び第二十条中「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により教育長が在職する場合においては、第一条の規定による改正前の大分県教育委員会公告式規則第一条、第二条及び第四条の規定、第二条の規定による改正前の教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則本則の規定、第三条の規定による改正前の大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則本則の規定、第四条の規定による改正前の大分県教育委員会行政組織規則第二条、第五条、第十七条の二及び第二十七条の規定、第五条の規定による改正前の大分県教育委員会傍聴人規則本則及び第二号様式の規定並びに第六条の規定による改正前の大分県教育委員会会議規則第二条から第十八条までの規定及び第二十条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規則中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律」とする。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。

大分県教育委員会公告式規則（昭和三十四年大分県教育委員会規則第二号） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十五条第二項の規定に基づき、大分県教育委員会の定める規則、告示及びその他の規程で公表を要するものの公布に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（規則の公布）</p> <p>第二条 大分県教育委員会規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び公布年月日を記入してその末尾に<u>教育長</u>が署名し、大分県教育委員会の名で公布する。</p> <p>2 大分県教育委員会規則の公布は、大分県報に<u>登載してこれを行う</u>。ただし、天災地変等により大分県報に<u>登載して公布すること</u>ができないときは、大分県庁前の<u>掲示場又は公衆の見やすい場所</u>に<u>掲示してこれに代えることができる</u>。</p> <p>（規則の施行期日）</p> <p>第三条 大分県教育委員会規則は、特に施行期日を定めるものを除くほか、公布の日から起算して十日を経過した日からこれを施行する。</p> <p>（告示等の公表）</p> <p>第四条 前二条の規定は、公表を要する教育委員会の告示及びその他の規程に準用する。</p>	<p>（この規則の趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条第二項の規定に基づき、大分県教育委員会の定める規則、告示及びその他の規程で公表を要するものの公布に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（規則）</p> <p>第二条 大分県教育委員会規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び公布年月日を記入してその末尾に<u>委員長</u>が署名し、大分県教育委員会の名で公布する。</p> <p>2 大分県教育委員会規則の公布は、大分県報に<u>登載してこれを行う</u>。ただし、天災地変等により大分県報に<u>登載して公布すること</u>ができないときは、大分県庁前の<u>掲示場又は公衆の見易い場所</u>に<u>掲示してこれにかえることができる</u>。</p> <p>（規則の施行期日）</p> <p>第三条 大分県教育委員会規則は、特に施行期日を定めるものを除くほか、公布の日から起算して十日を経過した日からこれを施行する。</p> <p>（告示等の公表）</p> <p>第四条 第二条及び第三条の規定は、公表を要する教育委員会の告示及びその他の規程に準用する。この場合において、第二条中「<u>委員長</u>」とあるのは「<u>教育長</u>」と読み替えるものとする。</p>

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（昭和三十四年大分県教育委員会規則第八号） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	改正前
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）<u>第二十五条第一項の規定に基づき</u>、大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和三十五年大分県教育委員会規則第五号）<u>第二条第十四号及び大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる規則（昭和三十五年大分県教育委員会規則第六号）第一条第六号の規定にかかわらず</u>、当分の間、教育委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げるものを教育長に委任する。</p> <p>大分県人事委員会が行う不利益処分に関する審査において、当事者として行わなければならない事務</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）<u>第二十六条第一項の規定に基づき</u>、大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和三十五年大分県教育委員会規則第五号）<u>第二条第十四号及び大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる規則（昭和三十五年大分県教育委員会規則第六号）第一条第六号の規定にかかわらず</u>、当分の間、教育委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げるものを教育長に委任する。</p> <p>大分県人事委員会が行う不利益処分に関する審査において、当事者として行わなければならない事務</p>

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和三十五年大分県教育委員会規則第五号）
 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）<u>（第二十五条</u>の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させる事項について定めるものとする。</p> <p>（委任）</p> <p>第二条 教育委員会は、次に掲げるものを除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>一 四（略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）<u>以下「法」といふ。</u>（<u>第二十六条第一</u>項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させる事項について定めるものとする。</p> <p>（委任）</p> <p>第二条 教育委員会は、次に掲げるものを除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。</p> <p>二 教育委員会規則、教育委員会告示及び教育委員会訓令の制定又は改廃に関すること。</p> <p>三 県立の学校その他の教育機関の設置、廃止及び位置の変更に 関すること。</p> <p>四 教育財産の取得及び処分に関する事項のうち、重要な ものに関すること。</p> <p>五 教育長並びに教育庁及び学校その他の教育機関の職員の任免、 給料の決定、分限及び懲戒に関すること。</p> <p>六 教育庁及び学校その他の教育機関の職員の異動及び整理等に 関する基本方針の決定に関すること。</p>
<p>五 教育庁及び学校その他の教育機関の職員の任免、 給料の決定、分限及び懲戒に関すること。</p>	<p>五 教育長並びに教育庁及び学校その他の教育機関の職員の任免、 給料の決定、分限及び懲戒に関すること。</p>
<p>六 二十一（略）</p>	<p>六 教育庁及び学校その他の教育機関の職員の異動及び整理等に 関する基本方針の決定に関すること。</p>

2 |

教育長は、前項の規定により委任された事務のうち次に掲げる

事項について、その管理及び執行の状況を、速やかに教育委員会
に報告しなげねばならぬ。

七 法令及び条例に基づく附属機関の委員の任免又は委嘱若しくは解嘱に関すること。

八 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

九 教育予算その他議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出に関すること。

十 法令に基づく協議に関する事項のうち、重要なものに関する
こと。

十一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五
条の五第三項に規定する措置の要求及び同法第二百四十五条の
七第二項に規定する措置についての指示に関すること。

十二 教育委員会が管理する公文書の公開等に関すること。

十三 教育委員会が保有する個人情報の開示等に関すること。

十四 訴訟、審査請求、異議申立てその他の争訟に関すること。

十五 教育に関する法人事務のうち、許可、認可及び承認に関す
ること。

十六 教育委員会の表彰等に関すること。

十七 教育に関する公益信託事務のうち、許可に関すること。

十八 市町村立学校（幼稚園を除く。）の設置、廃止等の認可に関
すること。

十九 教育職員免許状に関すること。

二十 文化財の指定及び解除に関すること。

二十一 前各号に掲げるもののほか、教育長において特に重要と
認める事項

（新設）

<p>一 教育委員会から求められた事項</p> <p>二 その他教育長において必要と認められた事項</p> <p>(臨時代理)</p> <p>第三条 前条第一項各号に掲げる事項で教育委員会の議決を経なければならぬもの処置に当たり、教育長において教育委員会の議決を得る暇がないと認める場合は、教育長は、その議決すべき事件を教育委員会の臨時代理として処分することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(臨時代理)</p> <p>第三条 前条各号 に掲げる事項で教育委員会の議決を経なければならぬもの処置にあたり、教育長において教育委員会の議決を得る暇がないと認める場合は、教育長は、その議決すべき事件を教育委員会の臨時代理として処分することができる。</p> <p>2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育長は、次の教育委員会にこれを報告しなければならない。</p>
---	---

大分県教育委員会行政組織規則（昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案

改正前

<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、大分県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務を適正かつ能率的に処理するため、教育委員会の事務局の内部組織、分掌事務その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（事務局の名称及び位置）</p> <p>第二条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「法」という。）<u>第十七条第一項に規定する教育委員会の事務局は、大分県教育庁（以下「教育庁」という。）と称し、本庁は大分市に置く。</u></p> <p>第三条（略）</p> <p>（教育改革・企画課の分掌事務）</p> <p>第五条 教育改革・企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 教育委員会の議事及び議事録に関すること。</p> <p>三 教育長及び教育委員の秘書事務に関すること。</p> <p>四 五（略）</p> <p>第五条の二（略）</p> <p>（教育次長）</p> <p>第十七条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、大分県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務を適正かつ能率的に処理するため、教育委員会の事務局の内部組織、分掌事務その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（事務局の名称及び位置）</p> <p>第二条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「法」という。）<u>第十八条第一項に規定する教育委員会の事務局は、大分県教育庁（以下「教育庁」という。）と称し、本庁は大分市に置く。</u></p> <p>第三条（略）</p> <p>（教育改革・企画課の分掌事務）</p> <p>第五条 教育改革・企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 教育委員会の議事及び会議録に関すること。</p> <p>三 教育委員及び教育長の秘書事務に関すること。</p> <p>四 五（略）</p> <p>第五条の二（略）</p> <p>（教育次長）</p> <p>第十七条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、教育長</p>

<p>第十七条の三、第二十六条の一（略）</p> <p>第二十七条 第十七条から第十八条まで、第二十一条から第二十四条まで並びに第二十六条第一項第一号及び第二号に規定する職は、<u>法第十八条第一項に規定する事務職員（以下「事務職員」という。）</u>をもつて充てる。ただし、第十八条に規定する参事、課長補佐、室長補佐、主幹及び副主幹、第二十二条に規定する職（教育長が指定する次長に限る。）、第二十三条に規定する職並びに第二十四条に規定する主幹（教育事務所に限る。）にあつては<u>法第十八条第一項に規定する指導主事（以下「指導主事」という。）</u>、第十八条に規定する参事、主幹、副主幹及び主査並びに第二十六条第一項第一号に規定する職にあつては<u>法第十八条第一項に規定する技術職員（以下「技術職員」という。）</u>をもつて充てることができる。</p> <p>2（略）</p> <p>第二十八条、第三十二条（略）</p>	<p>があらかじめ指定する教育次長がその職務を代行する。</p> <p>第十七条の三、第二十六条の一（略）</p> <p>第二十七条 第十七条から第十八条まで、第二十一条から第二十四条まで並びに第二十六条第一項第一号及び第二号に規定する職は、<u>法第十九条第一項に規定する事務職員（以下「事務職員」という。）</u>をもつて充てる。ただし、第十八条に規定する参事、課長補佐、室長補佐、主幹及び副主幹、第二十二条に規定する職（教育長が指定する次長に限る。）、第二十三条に規定する職並びに第二十四条に規定する主幹（教育事務所に限る。）にあつては<u>法第十九条第一項に規定する指導主事（以下「指導主事」という。）</u>、第十八条に規定する参事、主幹、副主幹及び主査並びに第二十六条第一項第一号に規定する職にあつては<u>法第十九条第一項に規定する技術職員（以下「技術職員」という。）</u>をもつて充てることができる。</p> <p>2（略）</p> <p>第二十八条、第三十二条（略）</p>
--	---

大分県教育委員会傍聴人規則（平成七年大分県教育委員会規則第七号） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、大分県教育委員会会議規則（平成二十三年大分県教育委員会規則第六号）第十二条の規定に基づき、教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（傍聴の手続）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者には、<u>教育長</u>が特に認めた場合は、傍聴券を交付することができる。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 <u>教育長</u>は、傍聴席の都合等で特に必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。</p> <p>（傍聴することができない者）</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。</p> <p>一～二 （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、大分県教育委員会会議規則（平成二十三年大分県教育委員会規則第六号）第十三条の規定に基づき、教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（傍聴の手続）</p> <p>第二条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日までに傍聴人受付簿（第一号様式）に自己の住所（報道機関に所属する者にあつては、当該報道機関の名称）及び氏名を記入し、傍聴券（第二号様式）の交付を受け、係員の指示により傍聴席に着かなければならない。</p> <p>2 傍聴券は、先着順に交付する。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者には、<u>委員長</u>が特に認めた場合は、傍聴券を交付することができる。</p> <p>4 傍聴券の交付を受けた者は、退場しようとするときは、当該傍聴券を係員に返還しなければならない。</p> <p>5 <u>委員長</u>は、傍聴席の都合等で特に必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。</p> <p>（傍聴することができない者）</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。</p> <p>一 酒気を帯びていると認められる者</p>

<p>(表) (略)</p>	<p>三 前二号のほか、<u>教育長</u>が傍聴を不相当と認める者 (傍聴人の遵守事項)</p> <p>第四条 <u>傍聴人</u>は、次に掲げる事項を守らなければならない。 一〜四 (略)</p> <p>五 あらかじめ<u>教育長</u>の許可を受けた場合を除き、撮影又は録音を目的とする機器を持ち込み、使用しないこと。</p> <p>六 (略)</p> <p>(傍聴人の退場)</p> <p>第五条 <u>教育長</u>は、<u>傍聴人</u>がこの規則の規定に違反し、議事を妨害するときは、退場を命ずることができる。</p> <p>2 <u>傍聴人</u>は、前項の規定により<u>教育長</u>が退場を命じたとき、又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十四条第七項ただし書の規定により会議を公開しないことが議決されたときは、速やかに退場しなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第六条 第二条から前条までに規定するもののほか、<u>傍聴人</u>は、<u>教育長</u>の指示に従わなければならない。</p> <p>第一号様式(第二条関係) (略)</p> <p>第二号様式(第二条関係)</p>
<p>(表) (略)</p>	<p>二 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者</p> <p>三 前二号のほか、<u>委員長</u>が傍聴を不相当と認める者 (傍聴人の遵守事項)</p> <p>第四条 <u>傍聴人</u>は、次に掲げる事項を守らなければならない。 一 みだりに傍聴席を離れないこと。 二 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。 三 私語、談話、拍手等をしないこと。 四 異様な服装をしないこと。</p> <p>五 あらかじめ<u>委員長</u>の許可を受けた場合を除き、撮影又は録音を目的とする機器を持ち込み、使用しないこと。</p> <p>六 前各号のほか、会議の妨害となるような言動をしないこと。</p> <p>(傍聴人の退場)</p> <p>第五条 <u>委員長</u>は、<u>傍聴人</u>がこの規則の規定に違反し、議事を妨害するときは、退場を命ずることができる。</p> <p>2 <u>傍聴人</u>は、前項の規定により<u>委員長</u>が退場を命じたとき、又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十三条第六項ただし書の規定により会議を公開しないことが議決されたときは、速やかに退場しなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第六条 第二条から前条までに規定するもののほか、<u>傍聴人</u>は、<u>委員長</u>の指示に従わなければならない。</p> <p>第一号様式(第二条関係) (略)</p> <p>第二号様式(第二条関係)</p>

お願い

(裏)

- 一 みだりに傍聴席を離れないこと。
- 二 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- 三 私語、談話、拍手等をしないこと。
- 四 異様な服装をしないこと。
- 五 あらかじめ教育長の許可を受けた場合を除き、撮影又は録音を目的とする機器を持ち込み、使用しないこと。
- 六 前各号のほか、会議の妨害となるような言動をしないこと。

お願い

(裏)

- 一 みだりに傍聴席を離れないこと。
- 二 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- 三 私語、談話、拍手等をしないこと。
- 四 異様な服装をしないこと。
- 五 あらかじめ委員長の許可を受けた場合を除き、撮影又は録音を目的とする機器を持ち込み、使用しないこと。
- 六 前各号のほか、会議の妨害となるような言動をしないこと。

大分県教育委員会会議規則（平成二十三年大分県教育委員会規則第六号） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案

改正前

<p>（趣旨）</p> <p>第一条 大分県教育委員会（以下「委員会」という。）の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「法」という。）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 大分県教育委員会（以下「委員会」という。）の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「法」という。）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>（委員長の選挙等）</p> <p>第二条 委員長の選挙は、会議において単記無記名投票により行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。この場合において、最多数を得た者が二人以上あるときは、これらの者のうちからくじで当選人を定める。</p> <p>2 委員中に異議がないときは、前項の選挙について指名推薦の方法を用いることができる。この場合においては、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、出席委員の全員の同意があつた者をもって当選人とする。</p> <p>3 前二項の規定は、法第十二条第四項に規定する委員の指定に準用する。</p>
<p>（会議）</p> <p>第二条 会議は、毎月二回開催するものとする。</p> <p>2 会議は、次の内容により構成する。</p> <p>一 議事</p> <p>二 報告</p> <p>三 自由討議</p>	<p>（会議）</p> <p>第三条 会議は、毎月二回開催するものとする。</p> <p>2 会議は、次の内容により構成する。</p> <p>一 議事</p> <p>二 報告</p> <p>三 自由討議</p>

四 その他

3 会議では、教育現場の実態や社会情勢の変化等も踏まえ、多角的な検討や審議が行われるよう努めるものとする。

(招集)

第三条 会議の招集は、会議開催の日時、場所及び会議に付すべき事項をあらかじめ各委員に通知して行う。ただし、教育長が緊急その他やむを得ないと認めたときは、会議に付すべき事項を通知しないことができる。

2 委員は、法第十四条第二項の規定に基づき会議の招集を請求し
ようとするときは、書面により行わなければならない。

(参集)

第四条 委員は、招集の当日、指定の時刻までに指定の場所に参集しなければならない。

2 委員は、招集に応じることができないときは、その理由を付して、会議開会前までに教育長に届け出なければならない。

(会議の閉閉)

第五条 会議の開会及び閉会は、教育長が、これを宣告する。

(議案の提案者)

第六条 議案の提案者は、教育長とする。

(発議)

第七条 委員は、議案を発議することができる。この場合においては、発議しようとする議案をあらかじめ教育長に提出しなければならない。

(動議)

第八条 委員は、動議を提出することができる。

2 教育長は、動議の提出があったときは、会議に諮って、議題とするかどうかを決定しなければならない。

四 その他

3 会議では、教育現場の実態や社会情勢の変化等も踏まえ、多角的な検討や審議が行われるよう努めるものとする。

(招集)

第四条 会議の招集は、会議開催の日時、場所及び会議に付すべき事項をあらかじめ各委員に通知して行う。ただし、委員長が緊急その他やむを得ないと認めたときは、会議に付すべき事項を通知しないことができる。

(新設)

(参集)

第五条 委員は、招集の当日、指定の時刻までに指定の場所に参集しなければならない。

2 委員は、招集に応じることができないときは、その理由を付して、会議開会前までに委員長に届け出なければならない。

(会議の閉閉)

第六条 会議の開会及び閉会は、委員長が、これを宣告する。

(議案の提案者)

第七条 議案の提案者は、教育長とする。

(発議)

第八条 委員は、議案を発議することができる。この場合においては、発議しようとする議案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(動議)

第九条 委員は、動議を提出することができる。

2 委員長は、動議の提出があったときは、会議に諮って、議題とするかどうかを決定しなければならない。

(発 言)

第九條 委員が発言しようとするときは、教育長の許可を得なければならぬ。教育長から 委任を受けた者が報告又は説明を行う場合も同様とする。

2 二人以上の者が発言しようとするときは、教育長は、先に発言を求めたと認める者に発言させるものとする。

3 (略)
(採 決)

第十條 教育長は、採決しようとするときは、その旨を宣告しなければならぬ。

2 教育長が採決を宣告した後は、その議題について発言することができない。

3 採決の方法は、異議の有無を問う方法、挙手による方法及び投票による方法の三種とし、教育長がこれを定める。

4 (略)

(教 育 長 の 秩 序 保 持 権)

第十一條 会議中に法又はこの規則の規定に違反し、その他議場の秩序を乱す委員があるときは、教育長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

2 教育長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会議を閉じ、又は中止することができる。

(傍 聴)

第十二條 傍聴の手續、傍聴人の遵守事項その他傍聴に關し必要な事項は、別に定める。

(議 事 録 の 作 成)

(発 言)

第十條 委員が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならぬ。教育長及びその委任を受けた者が報告又は説明を行う場合も同様とする。

2 二人以上の者が発言しようとするときは、委員長は、先に発言を求めたと認める者に発言させるものとする。

3 一議題の審議中は、他の議題について発言することはできない。
(採 決)

第十一條 委員長は、採決しようとするときは、その旨を宣告しなければならぬ。

2 委員長が採決を宣告した後は、その議題について発言することができない。

3 採決の方法は、異議の有無を問う方法、挙手による方法及び投票による方法の三種とし、委員長がこれを定める。

4 投票は無記名とする。ただし、会議の議決により記名とすることができる。

(委 員 長 の 秩 序 保 持 権)

第十二條 会議中に法又はこの規則の規定に違反し、その他議場の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

2 委員長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会議を閉じ、又は中止することができる。

(傍 聴)

第十三條 傍聴の手續、傍聴人の遵守事項その他傍聴に關し必要な事項は、別に定める。

(会 議 録 の 作 成)

第十三条 議事録は、事務局の職員に作成させるものとする。

2 議事録には、教育長及び教育長が指名した委員一人が署名しなければならぬ。

(議事録の記載事項)

第十四条 議事録には、次の事項を記載するものとする。

- 一 開会及び閉会に関する事項並びにその日時
- 二 教育長、出席委員及び欠席委員の氏名並びに会議に出席した者の職名及び氏名
- 三 議決、決定その他の議事
- 四 教育長等の報告の要旨
- 五 自由討議の要旨
- 六 その他教育長が必要と認めた事項

2 議事録中議事に関する部分は、要領筆記によって記録するものとする。ただし、教育長は、委員の同意を得て、記録する必要のない事項については、これを除くことができる。

(議事録の訂正)

第十五条 発言した委員は、議事録に記載された自己の発言について、教育長に申し出て、その訂正を求めることができる。ただし、訂正は字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(議事録の保存)

第十六条 議事録は、事務局に、これを保存しなければならない。

(議事録の公表)

第十七条 教育長は、法第十四条第九項の規定に基づき、遅滞なく議事録を公表するものとする。ただし、法第十四条第七項ただし書の規定により会議を公開しないことが議決されたときは、この限りでない。

第十四条 会議録は、事務局の職員に作成させるものとする。

2 会議録には、委員長及び委員長が指名した委員一人が署名しなければならぬ。

(会議録の記載事項)

第十五条 会議録には、次の事項を記載するものとする。

- 一 開会及び閉会に関する事項並びにその日時
- 二 出席委員及び欠席委員の氏名並びに会議に出席した者の職名及び氏名
- 三 議決、決定その他の議事
- 四 教育長等の報告の要旨
- 五 自由討議の要旨
- 六 その他委員長が必要と認めた事項

2 会議録中議事に関する部分は、要領筆記によって記録するものとする。ただし、委員長は、委員の同意を得て、記録する必要のない事項については、これを除くことができる。

(会議録の訂正)

第十六条 発言した委員は、会議録に記載された自己の発言について、委員長に申し出て、その訂正を求めることができる。ただし、訂正は字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(会議録の保存)

第十七条 会議録は、事務局に、これを保存しなければならない。

(新設)

<p>2 前項の規定による公表は、大分県教育委員会ホームページに掲載する方法により行うものとする。</p> <p>(請願等)</p> <p>第十八条 委員会に対する請願又は陳情は、全て教育長を通じてこれを行わなければならない。</p> <p>2 前項の請願又は陳情をしようとする者は、<u>教育長</u>の許可を得て、会議において口頭で事情を述べることができる。</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>(その他)</p> <p>第二十条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、<u>教育長</u>が会議に諮って、これを定める。</p>	<p>(請願等)</p> <p>第十八条 委員会に対する請願又は陳情は、全て教育長を通じてこれを行わなければならない。</p> <p>2 前項の請願又は陳情をしようとする者は、<u>委員長</u>の許可を得て、会議において口頭で事情を述べることができる。</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>(その他)</p> <p>第二十条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、<u>委員長</u>が会議に諮って、これを定める。</p>
---	---

大分県教育委員会公告式規則等の一部改正の概要

1 改正法の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）が、平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることとなったため、2のとおり規則を改正する必要が生じた。

改正法の概要については、次のとおりである。

- (1) 教育委員会を代表する委員長と、事務の統括者である教育長を一本化した(新)教育長を置き、委員長の職は廃止される。
- (2) 教育長は、知事が議会同意を得て、直接任命する職となる。[特別職]
- (3) 教育長は、教育委員ではなくなるが、教育委員会の構成員であり、教育委員会は、教育長及び委員をもって組織する。

2 改正する規則及び改正理由

改正する規則及び改正理由は、次のとおりである。

- (1) **大分県教育委員会公告式規則（昭和34年大分県教育委員会規則第2号）**
教育長が教育委員会を代表することに伴い、規定を整備する。
- (2) **教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（昭和34年大分県教育委員会規則第8号）**
地教行法の条ずれを修正する。
- (3) **大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和35年大分県教育委員会規則第5号）**
教育長が一般職から特別職に変更になること、及び委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告する規定が設けられたことに伴い、規定を整備する。
- (4) **大分県教育委員会行政組織規則（昭和39年大分県教育委員会規則第6号）**
教育長が教育委員会を代表すること、及び教育長の職務代理は事務局職員ではなくなることに伴い、規定を整備する。
- (5) **大分県教育委員会傍聴人規則（平成7年大分県教育委員会規則第7号）**
教育長が教育委員会を代表することに伴い、規定を整備する。
- (6) **大分県教育委員会会議規則（平成23年大分県教育委員会規則第6号）**
教育長が教育委員会を代表すること、委員の側から教育委員会会議の招集の請求が設けられたこと、及び会議の議事録の作成、公表について努力義務が設けられたことに伴い、規定を整備する。

3 施行期日

平成27年4月1日（改正法の施行の日）

ただし、改正法附則により、改正法施行の際に現に在職する教育長は、その任期中はなお従前の例により在職するとされていることから、必要な経過措置を設ける。

第五号議案

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則等の一部改正について

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月十六日提出

大分県教育委員会教育長 野 中 信 孝

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則等の一部を改正する規則

(技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正)

第一条 技能労務職員の給与及び旅費に関する規則(平成十六年大分県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項第一号中、「一万八千七百七十五円」を「二万四千四百円」に改め、同項第二号中、「一万六千七百円」を「二万七千七百円」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

別表第一を次のように改める。

（技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年大分県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「附則第八項第一号」を「附則第八項中「任命権者が人事委員会と協議して」とあるのは「教育委員会が」と、同項第一号」に、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

附則第六項中「第五条第一号の表及び第二号の表、」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（給料の切替えに伴う経過措置）

2 職員の給料の切替えについては、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年大分県条例第四十六号。以下「改正条例」という。）附則第七項から第九項までの規定を準用する。

3 前項の規定により準用される改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料を支給される職員に関する第一条の規定による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則第四条の二第一項の規定の適用については、同項中「応じた額」とあるのは「応じた額と技能労務職員の給与及び旅費に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十七年大分県教育委員会規則第 号）附則第二項の規定により準用される職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年大分県条例第四十六号）附則第七項から第九項

までの規定による給料の額との合計額」とする。

(一般職員の例による取扱い)

4 前二項に定めるもののほか、職員の給料の切替え及びその切替えに伴う措置その他この規則の施行に関し必要な事項については、一般職員の例による。

(委任)

5 この規則に規定するもののほか、この規則の施行に伴い必要な事項は、教育委員会が別に定める。

提案理由

職員の給与に関する条例(昭和三十二年大分県条例第三十九号)及び職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年大分県条例第二百五号)の一部改正に伴い、技能労務職給料表等を改正し、及び退職手当の調整額を改定する必要があるので提案する。

別表第一（第二条関係）

技能労務職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	128,600	223,900	240,800	257,400	283,900
	2	129,700	225,500	242,700	259,400	286,100
	3	130,900	227,100	244,600	261,300	288,200
	4	132,000	228,700	246,500	263,200	290,400
	5	133,100	230,300	248,400	265,100	292,400
	6	134,200	232,000	250,300	267,100	294,500
	7	135,400	233,600	252,200	269,000	296,700
	8	136,500	235,200	254,100	271,000	298,900
	9	137,600	236,800	256,000	272,900	301,000
	10	138,700	238,400	257,900	274,900	303,200
	11	139,900	240,000	259,800	276,900	305,300
	12	141,000	241,600	261,700	278,800	307,500
	13	142,100	243,200	263,600	280,700	309,500
	14	143,200	244,700	265,500	282,700	311,600
	15	144,300	246,200	267,400	284,600	313,700
	16	145,400	247,700	269,300	286,600	315,800
	17	146,500	249,200	271,200	288,400	317,800
	18	147,900	251,100	273,100	290,300	319,800
	19	149,200	252,900	275,000	292,200	321,900
	20	150,500	254,700	276,800	294,100	324,000
	21	151,800	256,400	278,500	296,000	325,700
	22	153,300	258,300	280,400	297,900	327,800
	23	154,800	260,200	282,200	299,800	329,800
	24	156,400	261,900	284,100	301,600	331,900
	25	157,700	263,900	285,800	303,400	333,600
	26	159,200	265,800	287,500	305,300	335,500
	27	160,700	267,600	289,300	307,100	337,500
	28	162,200	269,500	291,100	309,000	339,400
	29	163,600	271,400	292,800	310,600	341,200
	30	166,300	273,300	294,500	312,300	343,100
	31	168,900	275,200	296,200	314,200	345,000
	32	171,500	277,100	297,800	316,000	346,800
	33	174,200	279,000	299,500	317,600	348,500
	34	175,900	280,900	301,200	319,400	350,100
	35	177,600	282,800	302,800	321,200	351,800
	36	179,300	284,700	304,500	323,000	353,400
	37	180,800	286,600	305,700	324,700	354,900
	38	182,600	288,500	307,200	326,200	355,900
	39	184,400	290,400	308,800	327,800	357,200
	40	186,100	292,300	310,400	329,400	358,400
	41	187,700	294,200	312,000	330,700	359,500

	42	189,500	296,100	313,600	332,100	360,500
	43	191,300	298,000	315,200	333,400	361,500
	44	193,100	299,900	316,700	334,700	362,600
	45	194,700	301,800	318,200	335,900	363,500
	46	196,500	303,700	319,400	336,800	364,300
	47	198,300	305,600	320,600	337,900	365,100
	48	200,100	307,500	321,800	339,100	365,900
	49	201,800	309,400	322,500	340,300	366,500
	50	203,600	311,300	323,400	341,000	367,200
	51	205,400	313,200	324,200	342,000	368,000
	52	207,200	315,100	325,000	342,800	368,700
	53	208,600	317,000	325,900	343,500	369,200
	54	210,400	318,900	326,300	344,400	369,900
	55	212,100	320,800	327,000	345,100	370,600
	56	213,900	322,700	327,800	345,900	371,300
	57	215,600	324,600	328,600	346,500	371,700
	58	217,300	326,500	329,300	347,100	372,300
	59	219,000	328,400	330,000	347,700	373,000
	60	220,600	330,300	330,700	348,300	373,600
	61	222,200	332,200	331,200	348,700	374,000
	62	223,900		331,800	349,200	374,600
	63	225,600		332,300	349,800	375,300
	64	227,200		332,900	350,400	375,900
	65	228,700		333,200	350,700	376,300
	66	230,300		333,700	351,300	376,800
	67	231,800		334,100	351,900	377,400
	68	233,200		334,600	352,400	378,000
	69	234,600		335,000	352,700	378,400
	70	235,800		335,500	353,200	379,000
	71	237,000		336,000	353,800	379,500
	72	238,300		336,500	354,300	379,900
	73	239,600		336,800	354,600	380,300
	74	241,000		337,200	355,100	380,700
	75	242,300		337,700	355,700	381,100
	76	243,600		338,100	356,200	381,500
	77	244,600		338,400	356,400	381,900
	78	246,100		338,800	356,900	382,300
	79	247,700		339,300	357,400	382,600
	80	249,200		339,700	357,800	383,000
	81	250,600		339,900	358,200	383,200
	82	252,000		340,300	358,700	383,600
	83	253,400		340,800	359,200	384,000
	84	254,800		341,200	359,500	384,300
	85	256,000		341,300	360,000	384,500
	86	257,300		341,800	360,400	384,900
	87	258,700		342,200	360,800	385,300

再任
用職
員以
外の
職員

	88	260,100	342,500	361,200	385,600
	89	261,400	342,800	361,700	385,800
	90	262,500	343,200	362,100	386,200
	91	263,800	343,600	362,500	386,600
	92	265,100	344,000	362,800	386,900
	93	266,200	344,500	363,200	387,100
	94	267,300	344,900	363,600	
	95	268,600	345,300	364,000	
	96	269,900	345,700	364,300	
	97	271,000	346,200	364,700	
	98	272,000	346,600	365,100	
	99	273,100	346,900	365,500	
	100	274,200	347,200	365,800	
	101	275,400	347,700	366,200	
	102	276,400	348,100	366,600	
	103	277,300	348,400	367,000	
	104	278,300	348,700	367,300	
	105	279,100	349,200	367,700	
	106	280,000	349,600		
	107	280,800	349,900		
	108	281,700	350,200		
	109	282,700	350,700		
	110	283,500	351,100		
	111	284,300	351,400		
	112	285,100	351,700		
	113	285,900	352,200		
	114	286,400			
	115	286,800			
	116	287,300			
	117	287,400			
	118	287,800			
	119	288,000			
	120	288,400			
	121	288,600			
再任用職員			243,900		

第 1 条関係 技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（平成十六年大分県教育委員会規則第二号）

新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条 第八条 略</p> <p>（退職手当）</p> <p>第八条の二 職員の退職手当の額、その支給方法並びにその支給制限、返納及び納付の手続きは、一般職員の例による。</p> <p>2 前項の規定による職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年大分県条例第五号。以下「退職手当条例」という。）第六条の四第一項の規定の適用については、同項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額をもつて調整月額とする。</p> <p>一 第一号区分 二万四千四百円</p> <p>二 第二号区分 二万千七百円</p> <p>三 第三号区分 零</p> <p>（削除）</p> <p>3 退職した者は、その者の基礎在職期間（退職手当条例第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表第五イ又は口の表の下欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の下欄に掲げる二以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。</p>	<p>第一条 第八条 略</p> <p>（退職手当）</p> <p>第八条の二 職員の退職手当の額、その支給方法並びにその支給制限、返納及び納付の手続きは、一般職員の例による。</p> <p>2 前項の規定による職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年大分県条例第五号。以下「退職手当条例」という。）第六条の四第一項の規定の適用については、同項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額をもつて調整月額とする。</p> <p>一 第一号区分 一万八千七百七十五円</p> <p>二 第二号区分 一万六千七百円</p> <p>三 第三号区分 零</p> <p>3 第一項の規定による退職手当条例第六条の四第四項第一号の規定の適用については、同号中「第一項第一号から第六号まで又は第八号」とあるのは「技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（平成十六年大分県教育委員会規則第二号）第八条の二第二項第一号又は第三号」と、「同項第七号」とあるのは「同項第一号」とする。</p> <p>4 退職した者は、その者の基礎在職期間（退職手当条例第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表第五イ又は口の表の下欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の下欄に掲げる二以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。</p>

第九條、第十條 略

別表第一 別紙のとおり

別表第二、別表第五 略

第九條、第十條 略

別表第一 別紙のとおり

別表第二、別表第五 略

第 2 条 関 係 技 能 労 務 職 員 の 給 与 及 び 旅 費 に 関 する 規 則 の 一 部 を 改 正 する 規 則 (平 成 十 八 年 大 分 県 教 育 委 員 会 規 則 第 十 二 号) 新 旧 対 照 表

(傍 線 部 分 は 改 正 部 分)

改 正 案	現 行
<p>第 1 項 から 第 4 項 (略)</p> <p>5 (給 料 の 切 替 え に 伴 う 経 過 措 置)</p> <p>職 員 の 給 料 の 切 替 え に つ い て は、 職 員 の 給 与 に 関 する 条 例 等 の 一 部 を 改 正 する 条 例 (平 成 十 七 年 大 分 県 条 例 第 六 十 一 号) 附 則 第 八 項 から 第 十 項 ま で の 規 定 を 準 用 する。こ の 場 合 に お い て、 同 条 例 附 則 第 八 項 中「 任 命 権 者 が 人 事 委 員 会 と 協 議 し て」と あ る の は、「 教 育 委 員 会 が」と、 同 項 第 一 号 中「 平 成 二 十 一 年 改 正 条 例 附 則 第 二 項 第 一 号 に 規 定 する 減 額 改 定 対 象 職 員」と あ る の は、「 技 能 労 務 職 員 の うち 職 務 の 級 が 一 級 の 職 員 (一 級 六 十 五 号 給 以 上 の 号 給 の も の に 限 る。)、 職 務 の 級 が 二 級 の 職 員 (二 級 九 号 給 以 上 の 号 給 の も の に 限 る。) 及 び 職 務 の 級 が 三 級 から 五 級 ま で の 職 員」と する。</p> <p>6 前 項 の 規 定 に よ り 準 用 さ れ る 職 員 の 給 与 に 関 する 条 例 等 の 一 部 を 改 正 する 条 例 附 則 第 八 項 から 第 十 項 ま で の 規 定 に よ り 給 料 を 支 給 さ れ る 職 員 に 関 する こ の 規 則 に よ り 改 正 後 の 技 能 労 務 職 員 の 給 与 及 び 旅 費 に 関 する 規 則 (以 下「 改 正 後 の 規 則」と い う。)</p> <p>第 七 条 第 二 項、 第 八 条 及 び 附 則 第 三 項 の 規 定 の 適 用 に つ い て は、 こ れ ら の 規 定 中「 給 料 月 額」と あ る の は、「 給 料 月 額 と 技 能 労 務 職 員 の 給 与 及 び 旅 費 に 関 する 規 則 の 一 部 を 改 正 する 規 則 (平 成 十 八 年 大 分 県 教 育 委 員 会 規 則 第 十 二 号) 附 則 第 五 項 の 規 定 に よ り 準 用 さ れ る 職 員 の 給 与 に 関 する 条 例 等 の 一 部 を 改 正 する 条 例 (平 成 十 七 年 大 分 県 条 例 第 六 十 一 号) 附 則 第 八 項 から 第 十 項 ま で の 規 定 に よ り 給 料 の 額 と の 合 計 額」と する。</p> <p>(以 下 略)</p>	<p>第 1 項 から 第 4 項 (略)</p> <p>5 (給 料 の 切 替 え に 伴 う 経 過 措 置)</p> <p>職 員 の 給 料 の 切 替 え に つ い て は、 職 員 の 給 与 に 関 する 条 例 等 の 一 部 を 改 正 する 条 例 (平 成 十 七 年 大 分 県 条 例 第 六 十 一 号) 附 則 第 八 項 から 第 十 項 ま で の 規 定 を 準 用 する。こ の 場 合 に お い て、 同 条 例 附 則 第 八 項 第 一 号</p> <p>中「 平 成 二 十 一 年 改 正 条 例 附 則 第 二 項 第 一 号 に 規 定 する 減 額 改 定 対 象 職 員」と あ る の は、「 技 能 労 務 職 員 の うち 職 務 の 級 が 一 級 の 職 員 (一 級 六 十 五 号 給 以 上 の 号 給 の も の に 限 る。)、 職 務 の 級 が 二 級 の 職 員 (二 級 九 号 給 以 上 の 号 給 の も の に 限 る。) 及 び 職 務 の 級 が 三 級 から 五 級 ま で の 職 員」と する。</p> <p>6 前 項 の 規 定 に よ り 準 用 さ れ る 職 員 の 給 与 に 関 する 条 例 等 の 一 部 を 改 正 する 条 例 附 則 第 八 項 から 第 十 項 ま で の 規 定 に よ り 給 料 を 支 給 さ れ る 職 員 に 関 する こ の 規 則 に よ り 改 正 後 の 技 能 労 務 職 員 の 給 与 及 び 旅 費 に 関 する 規 則 (以 下「 改 正 後 の 規 則」と い う。)</p> <p>第 五 条 第 一 号 の 表 及 び 第 二 号 の 表、 第 七 条 第 二 項、 第 八 条 及 び 附 則 第 三 項 の 規 定 の 適 用 に つ い て は、 こ れ ら の 規 定 中「 給 料 月 額」と あ る の は、「 給 料 月 額 と 技 能 労 務 職 員 の 給 与 及 び 旅 費 に 関 する 規 則 の 一 部 を 改 正 する 規 則 (平 成 十 八 年 大 分 県 教 育 委 員 会 規 則 第 十 二 号) 附 則 第 五 項 の 規 定 に よ り 準 用 さ れ る 職 員 の 給 与 に 関 する 条 例 等 の 一 部 を 改 正 する 条 例 (平 成 十 七 年 大 分 県 条 例 第 六 十 一 号) 附 則 第 八 項 から 第 十 項 ま で の 規 定 に よ り 給 料 の 額 と の 合 計 額」と する。</p> <p>(以 下 略)</p>

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（別表第一）新旧対照表

改 正 案						現 行							
別表第一（第二条関係） 技能労務職給料表						別表第一（第二条関係） 技能労務職給料表							
職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円			円	円	円	円	円
	1	128,600	223,900	240,800	257,400	283,900		1	128,600	224,600	246,300	262,600	289,600
	2	129,700	225,500	242,700	259,400	286,100		2	129,700	226,500	248,200	264,600	291,800
	3	130,900	227,100	244,600	261,300	288,200		3	130,900	228,400	250,100	266,500	294,000
	4	132,000	228,700	246,500	263,200	290,400		4	132,000	230,200	252,000	268,500	296,200
	5	133,100	230,300	248,400	265,100	292,400		5	133,100	231,900	253,900	270,500	298,300
	6	134,200	232,000	250,300	267,100	294,500		6	134,200	233,800	255,800	272,500	300,500
	7	135,400	233,600	252,200	269,000	296,700		7	135,400	235,700	257,700	274,500	302,700
	8	136,500	235,200	254,100	271,000	298,900		8	136,500	237,500	259,600	276,500	304,900
	9	137,600	236,800	256,000	272,900	301,000		9	137,600	239,200	261,500	278,400	307,000
	10	138,700	238,400	257,900	274,900	303,200		10	138,700	241,100	263,400	280,400	309,200
	11	139,900	240,000	259,800	276,900	305,300		11	139,900	242,900	265,300	282,400	311,400
	12	141,000	241,600	261,700	278,800	307,500		12	141,000	244,800	267,200	284,400	313,600
	13	142,100	243,200	263,600	280,700	309,500		13	142,100	246,500	269,100	286,300	315,700
	14	143,200	244,700	265,500	282,700	311,600		14	143,200	248,400	271,000	288,300	317,800
	15	144,300	246,200	267,400	284,600	313,700		15	144,300	250,200	272,900	290,300	320,000
	16	145,400	247,700	269,300	286,600	315,800		16	145,400	252,000	274,800	292,300	322,100
	17	146,500	249,200	271,200	288,400	317,800		17	146,500	253,700	276,700	294,200	324,200
	18	147,900	251,100	273,100	290,300	319,800		18	147,900	255,700	278,600	296,100	326,300
	19	149,200	252,900	275,000	292,200	321,900		19	149,200	257,700	280,500	298,100	328,400
	20	150,500	254,700	276,800	294,100	324,000		20	150,500	259,700	282,400	300,000	330,400
	21	151,800	256,400	278,500	296,000	325,700		21	151,800	261,600	284,100	302,000	332,300
	22	153,300	258,300	280,400	297,900	327,800		22	153,300	263,500	286,000	303,900	334,300
	23	154,800	260,200	282,200	299,800	329,800		23	154,800	265,400	287,900	305,800	336,400
	24	156,400	261,900	284,100	301,600	331,900		24	156,400	267,200	289,800	307,700	338,500
	25	157,700	263,900	285,800	303,400	333,600		25	157,700	269,200	291,500	309,500	340,300
	26	159,200	265,800	287,500	305,300	335,500		26	159,200	271,100	293,300	311,400	342,300
	27	160,700	267,600	289,300	307,100	337,500		27	160,700	273,000	295,100	313,300	344,300
	28	162,200	269,500	291,100	309,000	339,400		28	162,200	274,900	296,900	315,200	346,300
	29	163,600	271,400	292,800	310,600	341,200		29	163,600	276,800	298,700	316,800	348,100
	30	166,300	273,300	294,500	312,300	343,100		30	166,300	278,700	300,400	318,600	350,000
	31	168,900	275,200	296,200	314,200	345,000		31	168,900	280,600	302,100	320,500	351,900
	32	171,500	277,100	297,800	316,000	346,800		32	171,500	282,500	303,800	322,300	353,800
	33	174,200	279,000	299,500	317,600	348,500		33	174,200	284,400	305,500	324,000	355,500
	34	175,900	280,900	301,200	319,400	350,100		34	175,900	286,300	307,200	325,800	357,200
	35	177,600	282,800	302,800	321,200	351,800		35	177,600	288,200	308,900	327,600	358,800
	36	179,300	284,700	304,500	323,000	353,400		36	179,300	290,100	310,600	329,500	360,400
	37	180,800	286,600	305,700	324,700	354,900		37	180,800	292,000	311,800	331,200	362,000
	38	182,600	288,500	307,200	326,200	355,900		38	182,600	293,900	313,400	332,800	363,100
	39	184,400	290,400	308,800	327,800	357,200		39	184,400	295,800	315,000	334,400	364,400
	40	186,100	292,300	310,400	329,400	358,400		40	186,100	297,700	316,600	336,000	365,600
	41	187,700	294,200	312,000	330,700	359,500		41	187,700	299,600	318,300	337,300	366,800
	42	189,500	296,100	313,600	332,100	360,500		42	189,500	301,500	319,900	338,700	367,800
	43	191,300	298,000	315,200	333,400	361,500		43	191,300	303,400	321,500	340,100	368,800
	44	193,100	299,900	316,700	334,700	362,600		44	193,100	305,300	323,100	341,400	369,900
	45	194,700	301,800	318,200	335,900	363,500		45	194,700	307,200	324,600	342,600	370,800
	46	196,500	303,700	319,400	336,800	364,300		46	196,500	309,100	325,800	343,600	371,600
	47	198,300	305,600	320,600	337,900	365,100		47	198,300	311,000	327,000	344,700	372,400
	48	200,100	307,500	321,800	339,100	365,900		48	200,100	312,900	328,200	345,900	373,200
	49	201,800	309,400	322,500	340,300	366,500		49	201,800	314,800	329,000	347,100	373,900
	50	203,600	311,300	323,400	341,000	367,200		50	203,600	316,700	329,900	347,900	374,600
	51	205,400	313,200	324,200	342,000	368,000		51	205,400	318,600	330,700	348,800	375,400
	52	207,200	315,100	325,000	342,800	368,700		52	207,200	320,500	331,500	349,700	376,100
	53	208,600	317,000	325,900	343,500	369,200		53	208,600	322,400	332,400	350,400	376,600
	54	210,400	318,900	326,300	344,400	369,900		54	210,700	324,300	332,800	351,200	377,300
	55	212,100	320,800	327,000	345,100	370,600		55	212,600	326,200	333,600	352,000	378,000
	56	213,900	322,700	327,800	345,900	371,300		56	214,500	328,100	334,400	352,900	378,700
	57	215,600	324,600	328,600	346,500	371,700		57	216,300	330,000	335,200	353,500	379,200
再任用 職員以外 の職員	58	217,300	326,500	329,300	347,100	372,300	再任用 職員以外 の職員	58	218,200	331,900	335,900	354,100	379,800
	59	219,000	328,400	330,000	347,700	373,000		59	220,100	333,800	336,600	354,600	380,500
	60	220,600	330,300	330,700	348,300	373,600		60	222,000	335,700	337,300	355,200	381,100

61	222,200	332,200	331,200	348,700	374,000	61	223,700	337,600	337,800	355,700	381,500
62	223,900		331,800	349,200	374,600	62	225,600		338,400	356,200	382,200
63	225,600		332,300	349,800	375,300	63	227,500		339,000	356,800	382,800
64	227,200		332,900	350,400	375,900	64	229,400		339,600	357,400	383,400
65	228,700		333,200	350,700	376,300	65	231,000		339,900	357,800	383,900
66	230,300		333,700	351,300	376,800	66	232,800		340,400	358,300	384,400
67	231,800		334,100	351,900	377,400	67	234,500		340,800	358,900	385,000
68	233,200		334,600	352,400	378,000	68	236,300		341,300	359,500	385,600
69	234,600		335,000	352,700	378,400	69	237,700		341,700	359,800	386,000
70	235,800		335,500	353,200	379,000	70	239,200		342,200	360,300	386,600
71	237,000		336,000	353,800	379,500	71	240,700		342,700	360,900	387,300
72	238,300		336,500	354,300	379,900	72	242,200		343,200	361,400	387,800
73	239,600		336,800	354,600	380,300	73	243,600		343,600	361,700	388,200
74	241,000		337,200	355,100	380,700	74	245,100		344,000	362,200	388,900
75	242,300		337,700	355,700	381,100	75	246,600		344,500	362,800	389,500
76	243,600		338,100	356,200	381,500	76	248,200		344,900	363,300	390,100
77	244,600		338,400	356,400	381,900	77	249,500		345,200	363,600	390,600
78	246,100		338,800	356,900	382,300	78	251,100		345,600	364,100	391,300
79	247,700		339,300	357,400	382,600	79	252,700		346,100	364,600	391,900
80	249,200		339,700	357,800	383,000	80	254,300		346,500	365,000	392,600
81	250,600		339,900	358,200	383,200	81	255,700		346,700	365,400	393,200
82	252,000		340,300	358,700	383,600	82	257,100		347,100	365,900	393,800
83	253,400		340,800	359,200	384,000	83	258,500		347,600	366,400	394,500
84	254,800		341,200	359,500	384,300	84	259,900		348,000	366,800	395,100
85	256,000		341,300	360,000	384,500	85	261,100		348,100	367,400	395,700
86	257,300		341,800	360,400	384,900	86	262,500		348,600	367,900	396,400
87	258,700		342,200	360,800	385,300	87	263,900		349,100	368,400	397,000
88	260,100		342,500	361,200	385,600	88	265,300		349,400	368,900	397,700
89	261,400		342,800	361,700	385,800	89	266,600		349,700	369,500	398,300
90	262,500		343,200	362,100	386,200	90	267,800		350,100	370,000	398,900
91	263,800		343,600	362,500	386,600	91	269,100		350,500	370,500	399,600
92	265,100		344,000	362,800	386,900	92	270,400		350,900	370,900	400,200
93	266,200		344,500	363,200	387,100	93	271,500		351,400	371,500	400,800
94	267,300		344,900	363,600		94	272,700		351,800	372,000	
95	268,600		345,300	364,000		95	274,000		352,200	372,500	
96	269,900		345,700	364,300		96	275,300		352,600	372,900	
97	271,000		346,200	364,700		97	276,400		353,100	373,500	
98	272,000		346,600	365,100		98	277,500		353,500	374,000	
99	273,100		346,900	365,500		99	278,600		353,900	374,500	
100	274,200		347,200	365,800		100	279,700		354,200	374,900	
101	275,400		347,700	366,200		101	280,900		354,700	375,500	
102	276,400		348,100	366,600		102	281,900		355,100	376,000	
103	277,300		348,400	367,000		103	282,900		355,500	376,500	
104	278,300		348,700	367,300		104	283,900		355,800	376,900	
105	279,100		349,200	367,700		105	284,700		356,300	377,500	
106	280,000		349,600			106	285,600		356,700		
107	280,800		349,900			107	286,500		357,100		
108	281,700		350,200			108	287,400		357,400		
109	282,700		350,700			109	288,400		357,900		
110	283,500		351,100			110	289,200		358,300		
111	284,300		351,400			111	290,000		358,700		
112	285,100		351,700			112	290,800		359,000		
113	285,900		352,200			113	291,600		359,500		
114	286,400					114	292,100				
115	286,800					115	292,600				
116	287,300					116	293,100				
117	287,400					117	293,200				
118	287,800					118	293,600				
119	288,000					119	293,800				
120	288,400					120	294,200				
121	288,600					121	294,400				
再任用 職員		243,900				再任用 職員		245,100			

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則等の一部改正の概要

第 1 技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（平成 16 年大分県教育委員会規則第 2 号）の一部改正（第一条関係）

1 改正理由

(1) 給料表の改正

「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 26 年大分県条例第 46 号。以下「改正条例」という。第 2 条関係）」による「職員の給与に関する条例(昭和 32 年大分県条例第 39 号)」の行政職給料表(別表第一)の改正(平成 26 年第 4 回定例県議会で議決済み。平成 27 年 4 月 1 日施行)に伴い、当該給料表を合成して作成している技能労務職給料表を改正するもの

(2) 退職手当の改正

「職員の退職手当に関する条例」の一部改正(平成 26 年第 4 回定例県議会で議決済み。平成 27 年 4 月 1 日施行)に伴い、退職手当の「調整額」を改定するもの（国家公務員退職手当法の一部改正に準ずるもの）

2 改正内容

(1) 給料表の改正（第二条 [別表第一] 関係）

職員の給与に関する条例の行政職給料表の改正(平均 2%)に準じて、技能労務職給料表の給料月額について、引下げ改定を行う。

(2) 退職手当の改正（第八条の二関係）

区 分	調整月額改定案		(参 考)
第一号区分	<u>18,775円</u>	<u>24,400円</u>	職務の級が 5 級の者(該当者なし)
第二号区分	<u>16,700円</u>	<u>21,700円</u>	職務の級が 2 級～4 級の者

「調整額」(退職した職員の退職前の職責 [5 年分 (60 月)] に応じて加算)のうち調整月額について増額する。

第 3 項を削る。

自己都合等退職者以外（定年による退職者、勸奨を受けての退職者、公務による傷病及び死亡による退職者等）でこれまで第二号区分は勤続期間 24 年以下の者には支給しないこととしていたものを、支給の対象とするため

第 2 技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則（平成 1 8 年大分県教育委員会規則第 1 2 号）の一部改正（第二条関係）

1 改正理由

一般職員に準じて設けられていた平成 1 7 年の経過措置（給与水準の引下げに伴って給料表を切り替えた職員に対し平成 1 8 年 3 月 3 1 日現在の支給額を保障[いわゆる給与構造改革に伴う現給保障]）が平成 3 0 年 3 月 3 1 日をもって廃止されることに伴い、関連規定の整備を行うもの

2 改正内容

平成 1 7 年の経過措置については平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間とし、その間は給料月額のほか、その差額に相当する額を超えない範囲内において教育委員会が定める額を給料として支給する。

第 3 附則

1 施行期日

平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 給料の切替えに伴う経過措置

改正条例附則第 7 項から第 9 項までの規定を準用

施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、切替後の給料月額が施行日の前日の給料月額に達しない場合は、平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの間、給料月額の外にその差額に相当する額を給料として支給する。

3 育児短時間勤務職員の給料月額に係る読替え

前項（上記 2）の規定により現給保障を受ける育児短時間勤務職員の給料月額は、給料月額と現給保障額の合計額により算定する。

4 一般職員の例による取扱い

給料の切替え及び切替えに伴う措置その他この規則の施行に関し必要な事項は、一般職員の例による。

5 委任

この規則の施行に伴い必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第 4 その他

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則(昭和 3 2 年大分県規則第 7 1 号。知事部局所管)と同様の改正である。知事部局と合わせて平成 2 7 年 3 月 2 7 日公布予定

第 6 3 号議案に係る県議会での議論等について（報告）

3月3日（火） 第 6 3 号議案「訴えの提起について」県議会上程

5日（木） 本会議 質疑
 （県民クラブ 守永信幸 議員・共産党 堤 栄三 議員）
 ・控訴を妥当とするに至った議論経過は？

答弁（教育長、教育委員長）

- ・判決は地公法 1 5 条の能力実証主義の観点から受け入れがたく、3月2日の教育委員会でも取消処分に係るものを「控訴」決定。
- ・教育委員会では、教育行政改革プロジェクトチームを立ち上げ、行政機関の権限の及ぶ範囲で可能な限り調査し、結果も公表。
- ・今回の議案は、採用決定の適法、取消処分の違法性を前提とした国家賠償請求に係るものであり、高等裁判所の判断も仰ぎたい旨、知事に伝えた。

答弁（知事）

- ・教育委員会は可能な限りの事実関係調査を行ったと認識。
- ・教育長が答弁した理由により、教育委員会において控訴が決定されており、関連する本事案についても、上級審の判断を仰ぐべきものと考えます。

同日

県議会 文教警察委員会

- ・判決は取消処分の違法を、非常に多面的に判断。控訴反対。
- ・調査について、もっと掘り下げるべき。控訴反対。
- ・判決は、取消処分の法的根拠の調査・検討も不十分と言及。控訴反対。
- ・国家賠償に係る控訴の議案であり、前提となる取消処分の控訴は既に決定されている。控訴が当然。
- ・判決の波及効果もあり、一審だけでなく控訴も必要。
- ・控訴して、他の裁判官の意見も伺うのが良いのでは。

↓

「可決」(賛成 3、反対 3 委員長採決で決定)

6日（金） 本会議

- ・反対討論
 （共産党 堤 栄三 議員、県民クラブ 深津 栄一議員）

↓

「可決」(賛成 2 3、反対 1 1)